

今月のお知らせ（第 316 号）

ひと月お休みしましたが、
「今月のお知らせ」を再開いたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

第 3 1 6 号
令和 2 年 7 月 1 日
税理士法人大嶋会計
社員 税理士
石 田 洋 祐
T E L 0 4 3 - 2 4 1 - 6 1 2 1
F A X 0 4 3 - 2 4 3 - 3 4 3 0
U R L <http://www.osmk-ohb.co.jp>
E - M a i l y i s h i d a @ o s m k - o h b . c o . j p

令和 2 年 5 月 16 日に急逝いたしました弊社所長大嶋良弘の通夜・告別式が 6 月 5 日、6 日の両日において執り行われました。改めまして葬儀へのご参列、ご供花、ご香料を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。今後、経営相談等につきましては大嶋に代わり、引き続き私が対応して参ります。今後とも大嶋会計をご愛顧賜りたくお願い申し上げます。

7 月に入っても新型コロナウイルスの感染拡大は収まるどころか、第 2 波の兆しさえ見られます。ワクチンが開発され流通する、あるいは集団免疫をつけるまではこれが繰り返されるはずで、新常态を取り入れた体制をつくり、何とか凌いでいくほかないでしょう。弊社でも、時差通勤やテレワーク推進のための IT 環境整備、ワークスペースのソーシャルディスタンス確保などの取り組みを実施していますが、アフターコロナを見据えて更なる取り組みの必要性を感じています。

さて、このように長期戦の構えを見せるこの災害に対し、国、地方自治体はコロナ支援対策

として 10 万円の特別定額給付金や持続化給付金などの各種給付金・助成金を給付し家計や事業者を支援していますが、その各種給付金等に対して税金がかかるのかどうかは気になるところです。

国税庁が発表している「**国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ**」には主な給付金の課税関係が明らかにされており、いわゆる 10 万円の特別定額給付金は非課税、持続化給付金は課税となっています。以下に主なものを抜粋しました。

課税関係	給付金等の名称
非課税	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(雇用保険臨時特例法 7 条) 特別定額給付金 (いわゆる 10 万円定額給付金) (新型コロナ税特法 4 条 1 号) 子育て世帯への臨時特別給付金(新型コロナ税特法 4 条 2 号) 学生支援緊急給付金(所得税法 9 条 1 項 1 5 号) 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金(所得税法 9 条 1 項 1 7 号) 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金(所得税法 9 条 1 項 1 7 号) ※カッコは根拠法
課 税	持続化給付金 家賃支援給付金 農林漁業者への経営継続補助金 東京都の感染拡大防止協力金 雇用調整助成金 小学校休業等対応助成金

この他にも、納税猶予やその他コロナ関連の特別措置が以下の国税庁 URL にまとめられていますので、是非参考にしてください。

(国税庁：新型コロナウイルス感染症に関する対応について)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>